［見出しを削る。］

［条を削る。］

（日額旅費）

第十五条　法第二十六条第一項第一号又は第三号に掲げる旅行については、法第六条第一項に規定する旅費に代え、次の各号の区分により、当該各号に掲げる額の日額旅費を支給する。

一　行程八キロメートル以上十六キロメートル未満又は引き続き五時間以上八時間未満の旅行

三級以上の職務にある職員　五百九十円

二級以下の職務にある職員　五百三十円

二　行程十六キロメートル以上又は引き続き八時間以上の旅行

三級以上の職務にある職員　九百円

二級以下の職務にある職員　七百九十円

三　行程二十五キロメートル以上で在勤地外にわたる旅行

三級以上の職務にある職員　千百九十円

二級以下の職務にある職員　千五十円

四　前三号に掲げる旅行で宿泊を必要とするもの

イ　公用の宿泊施設その他これに準ずる宿泊施設に宿泊する場合で宿泊料を徴しないとき。

三級以上の職務にある職員　三千百四十円

二級以下の職務にある職員　二千五百七十円

ロ　公用の宿泊施設その他これに準ずる宿泊施設に宿泊する場合で宿泊料を徴するとき。

三級以上の職務にある職員　五千八百七十円

二級以下の職務にある職員　四千七百六十円

ハ　下宿その他これに準ずる宿泊施設に宿泊する場合

三級以上の職務にある職員　四千四百円

二級以下の職務にある職員　四千七十円

ニ　旅館に宿泊する場合

	三級以上の職務にある職員	二級以下の職務にある職員
三十日未満の期間につき	九千百九十円	七千四百十円
三十日以上六十日未満の期間につき	八千二百六十円	六千六百七十円
六十日以上の期間につき	七千三百五十円	五千九百三十円

2　前項の規定により日額旅費を支給する旅行において、特に多額の鉄道賃等を要する場合には、次の各号の区分により、当該各号に掲げる額を加給する。

一　前項第一号から第三号までに掲げる旅行については、鉄道等実費額が当該旅行について支給される日額旅費の二分の一に相当する額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額

二　前項第四号に掲げる旅行については、鉄道等実費額が当該旅行の行程又は時間により相当する同項第一号から第三号までのいずれかに掲げる旅行について支給されることとなる日額旅費の二分の一に相当する額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額

3　第一項の規定により日額旅費の支給を受ける職員が、公用の車両、船舶若しくは航空機を利用し、又は乗車券の交付を受ける等により無料で交通機関を利用して旅行した場合には、次の各号の区分により、当該各号に掲げる額の日額旅費を支給する。

一　第一項第一号から第三号までに掲げる旅行については、当該各号に規定する額の二分の一に相当する額

二　同項第四号に掲げる旅行については、同項同号に規定する額から当該旅行の行程又は時間により相当する同項第一号から第三号までのいずれかに掲げる旅行について支給されることとなる当該各号に掲げる日額旅費の二分の一に相当する額を控除した額